

海区漁場計画変更案の作成に係る利害関係人の意見聴取について

漁業法（昭和24年法律第267号）第64条第8項において準用する同法第64条第1項の規定により、檜山海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10850号）を変更する案の作成のため、農林水産省令で定めるところにより、当該海区で漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴取することから、漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号）第22条第1項の規定により、意見の提出方法、提出期限、提出先その他意見の提出に関し必要な事項について、次のとおり公表する。

1 海区漁場計画

1件（別表のとおり）

2 公表資料

檜山海区漁場計画（第15次定置漁業権）の原案
漁場図

3 公表方法

（1）ホームページによる公開

北海道水産林務部水産局漁業管理課ホームページ
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ggk/index.html>)

（2）書面による縦覧

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課
〒043-8558 北海道檜山郡江差町字陣屋町336-3
北海道檜山振興局産業振興部水産課

4 公表資料の公開期間

（1）ホームページによる公開

令和5年7月26日（水）から令和5年8月24日（木）まで

（2）書面による縦覧

令和5年7月26日（水）から令和5年8月24日（木）まで（土、日及び祝日を除いた各日午前9時から午後5時まで）

5 意見の提出方法

意見の内容を記載した書面に「（1）氏名又は名称、（2）住所、（3）当該事案について利害関係にあることの疎明」を添えて、原則として、電子メール、ファクシミリ又は郵便により提出することとする。

なお、提出頂いたご意見などについて、問い合わせをする場合があることから、（4）電話番号、（5）メールアドレス、（6）ファクシミリ番号のいずれかについても添えて提出することとする。

6 意見の提出期限

令和5年8月24日（木）まで（郵便は締切日必着）

7 意見の提出先

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部水産局漁業管理課（e-mail:suirin.gyokan1@pref.hokkaido.lg.jp）

8 その他意見の提出に関し必要な事項

なし